

戦前期京都風致地区内の宅地造成の 許可・指導にみる景観形成と技術的方策

谷川 陸¹・山口 敬太²・川崎 雅史³

¹ 学生会員 京都大学大学院博士課程 工学研究科 (〒615-6540 京都市西京区京都大学桂 C1)

E-mail: tanigawa.riku.55c@st.kyoto-u.ac.jp

² 正会員 京都大学大学院准教授 工学研究科 (〒615-6540 京都市西京区京都大学桂 C1)

E-mail: yamaguchi.keita.8m@kyoto-u.ac.jp

³ 正会員 京都大学大学院教授 工学研究科 (〒615-6540 京都市西京区京都大学桂 C1)

E-mail: kawasaki.masashi.7s@kyoto-u.ac.jp

本研究は、戦前期京都の風致地区内の許可・指導の事例から、三山の山裾部の開発における景観形成の実態を明らかにするとともに、用いられた具体的な技術的方策について明らかにするものである。本研究の結果、風致地区内の宅地造成では、眺望や土地の状況に応じて、積極的な風致増進を図る行政指導にともなう設計変更が行われ、無断施工でも可能な限りの修景が施されたことを明らかにした。許可申請書の内容分析から、12の景観形成・誘導の方策と5つの類型を見出し、昭和初期から、現行制度の許可基準に相当する、場合によってはより厳格な運用がなされていたことを示した。これらの方策を活用し、境界部の自然の連続性、樹間から見える屋根のつながり、自然素材の美を保全・創出し、周辺環境と調和した開発の誘導が図られたことを示した。

Key Words : urban planning, landscape management, development permission, scenic view

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

宅地造成が周辺景観に与える影響は大きく、我が国では、良好な宅地水準を確保するため、宅地造成等規制法(1961)や都市計画法(1969)等に基づく開発許可などの制度の構築や、技術基準類の導入が進められてきた。また、各自治体独自の開発許可審査基準や開発技術基準が設けられることも多く、土地形質の変更については、たとえば法面の高さや法面の植栽、計画区域内の緑化、緑地の確保などの詳細が定められる。

しかし、歴史的には、これらの制度運用に先駆けて、旧都市計画法(1919)に基づく風致地区制度の運用によっても開発行為の規制・誘導が行われてきた。船引は、新都市計画法(1969)下で、風致地区制度が一般的な風致・景観の保全ではなく樹林地の保全に大きく限定されたことを指摘し、1)緑の確保に関する具体的な方策がないこと、2)風致という概念の都市計画上の位置づけが明確でないこと、を課題として挙げている¹⁾。旧都市計画法下の風致地区の役割を適切に評価・検証するためには、

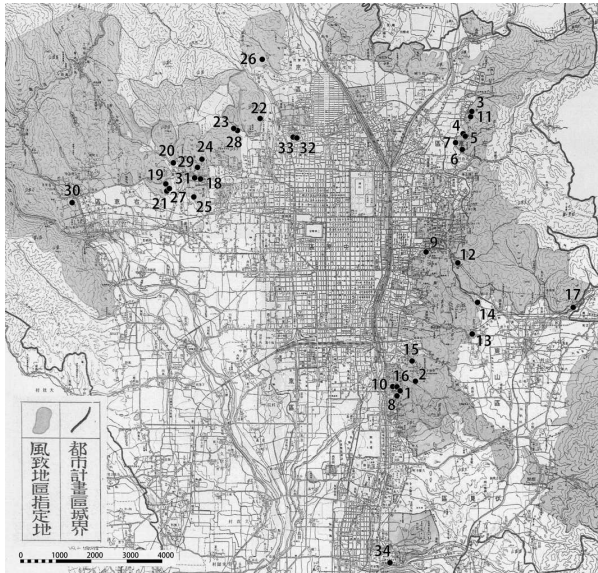
その運用の実態と成果を明らかにする必要がある。

戦前の京都では、旧都市計画法下の風致地区制度に基づく開発の規制・誘導が行われ、これが京都三山の眺望を保全し、山地・山麓部の景観形成に大きな役割を果たした。既報の通り²⁾、風致地区内の行為許可や行政指導においては、保全すべき風致の解釈や判断、その対応方策の判断に一定の判断余地や裁量の余地が与えられており、個々の敷地の状況に基づいた、きめ細やかな指導が行われていた。それは京都府発行の小冊子『風致地区に就いて³⁾』(1934)に「風景の型あるいは性質」をよく理解し、現状変更行為を「四囲の風景に調和」させる必要性が説かれていたことから伺える。しかし、先行研究を含め、戦前の風致地区制度の下、京都において適用された景観形成のための具体的な方策、それらが果たした成果については十分には明らかにされていない。

そこで本研究では、比較的規模の大きい開発である宅地造成を取り上げ、戦前期京都の風致地区内の許可・指導の事例から「四囲の風景に調和」させる眺望に基づいた景観形成の技術と方法を明らかにすることを目的とする。さらに、風致行政担当者による許可の判断基準や、

表-1 対象とした許可申請書

年度	担当課	巻数	申請件数	年度	担当課	巻数	申請件数
昭和6年	風致地区 監理課	1-2	175	昭和10年	都市計画 課	5	24
昭和7年		1-3	236	昭和11年		1-4	61
昭和8年		1-8	339	昭和14年		1	25
昭和9年		1-7	282	昭和15年		1	12
昭和10年		1-4	169	昭和17年		1	38
			合計				1361


図-1 風致地区内の宅地造成の立地⁹⁾(番号は表-3に対応)

指導の考え方について具体的に明らかにする。

用いた資料は、風致地区内行為許可申請書（以下、許可申請書）を綴じた簿冊『風致地区』（京都府歴史館所蔵）の戦前分の申請書31冊であり、その申請件数1361件（うち文書欠落4件）を調査対象とした¹⁾（表-1）。許可申請書の内容をみると、宅地造成と建築は分けて申請されている場合が大部分であったが、造成の段階から地形や自然環境に与える影響は考慮されていた。そこで本許可申請書の分類を行い、宅地造成¹²⁾63件中、景観形成・誘導の方策が確認された34件を抽出し、分析対象とした。

なお本稿では、資料原文の引用の際、漢字の旧字体は新字体に、カタカナはひらがなに適宜改めた。

(2) 研究の位置づけ

戦前の風致地区については、筆者らによる先行研究において整理した⁵⁾。戦前風致地区の概念⁶⁾や全国の地区指定理由の傾向⁷⁾、京都風致地区の経緯⁸⁾や鴨川の風致保全に関する議論¹⁰⁾に関して研究の蓄積がある。

中林¹¹⁾や荻谷¹²⁾は、京都の風致地区における開発行為（宅地造成を含む）の許可・指導の方針の一端を明らかにした。しかし、風致許可申請の具体的な事例分析に基づいた実証的研究はなく、筆者らがはじめて風致地区内行為許可申請書（昭和6-8年の計13冊、申請件数750件）を用いて、昭和初期の京都府風致行政の実態を明らかに

し、眺望を重要な手がかりとした風致保全の傾向を示した。資料調査を通じて、風致委員会答申の基準制定以後（昭和8年以降）も現地調査と敷地の眺望に応じた指導が行われたことを確認した。たとえば宅地造成においては、周囲の道路から望見される場所において、樹林地帯を設け斜面地には植栽を施すなどの指導が行われていたが、これらは答申の基準には明文化されていない。そこで、本研究では、土地形質の改变や周辺景観に大きな影響を与える宅地造成に着目して、眺望に応じた風致指導の運用実態を明らかにするとともに、用いられた具体的な景観形成・誘導方策を実証的に示すことを目的とする。本研究では、基準制定以降を含めた申請書（昭和6-17年の計31冊、申請件数1361件）を資料として用いた。

風致地区内の住宅地の景観形成についての先行研究には、接道部の空地規模と緑の構成の関係を示したもの¹³⁾、住宅敷地の緑の構成と壁面後退空間の利用の関係を示したもの¹⁴⁾、共同宅地の緑の連続性の評価方法を示したもの¹⁵⁾、緑被率の経年変化から指定効果を評価したもの¹⁶⁾がある。しかし、計画地の地貌と計画内容やデザインとの関係性が示されるものは少なく、また、京都の風致地区内の宅地造成の方法を論じたものは管見ではない。

2. 風致地区指定の意図と制度の運用

(1) 山地の眺望保全を意図した風致地区指定

戦前期の京都では、市街地を圍繞する山地部を中心に風致地区指定が実現された（図-1、計7968.94ha）。これは市街地から眺望可能な山地部を中心として、名所旧蹟を包括する広範囲の指定であった¹⁷⁾。

風致地区指定に尽力した佐上信一知事（1929.7-1931.10在任）は、京都の文化と風致は「都市の魂（シビックスピリット）の具現であつて京都が京都として存在する根本でなければならぬ」といい、風致は一度失われれば回復は困難であるが、一方で、「多少の考慮を惜しまないならば大なる犠牲なしに経済と風致との調和を計り得る」とした¹⁸⁾。また、名園は「付近の環境の風致と一体として有機的の関係を有する」と述べ、庭園からみた景観保存の面からも指定範囲の意義が示された。

京都府土木部は『風致地区に就いて¹⁹⁾』の中で、京都の「歴史的風致」は「自然景観と文化景観との渾然たる特異の統一から成っている」とし、風致維持の経済的意義からも保存の必要性を示した。京都市土木局長高田景の報告²⁰⁾によると、都市近郊の緑地は「都市生活の源泉地」として市民に親しまれており、それらを都市郊外の住宅地開発から守ることが図られた。

以上のように、戦前において、京都の歴史的風致は、文化景観と自然景観との一体の関係のもとに成立し、そ

れが市民ひいては都市のアイデンティティを形成してきたと認識されていた。生活や文化の背景にある「自然の風致」を保全することを目的として、市街地から眺望できる山地を中心とした広範囲の風致地区が指定された。

(2) 風致地区指定後の制度運用

京都の風致地区規則は昭和5（1930）年2月1日に京都府が定めた。風致地区内の現状を変更しようとするときは、公衆の目に触れる全ての現状変更行為に知事の許可が必要とされた²¹⁾。許可申請書の取扱について、単独許可申請の場合は、技術員によって支障の有無を調査した上で、主任に報告した後、部課長にて許可・不許可を決定することとなっていた。その他の申請では、関係各課との間で支障の有無の確認が行われていた。調査書の内容から実査は、調査技師、調査主査、取扱主任の三人体制で取締が行われていたものと考えられる。実査で得られた情報は、調査書の調査意見欄や図面に記入されていた。許可申請書の調査主体は戦前を通して主に共通しており、戦前期を通して一貫した行政指導が行われていたと考えられる。また、無断施工が発見された場合には、事後申請として扱われ、施工状況に応じて修景整備が行われていたことが確認された。

風致地区内の取締について、京都府土木部監理課の「事務引継演述書」（1935.1）には以下の内容が記された。「風致地区指定以来土木技師一名雇一名を新設し之れか取締及出願書類の処理に専任せしめ其の他都市計画地方委員会の職員にて兼任技師書記技師等をして本地区指定の主旨を徹底に努めつつあり。其の後二回其の地区を追加し取扱件数に従て増加を見つつあり。風致地区内の行為に對し慎重に之か処理を為されば其の社会各方面に及ぼす影響甚大なるものあるを以て之れか取扱に際しては力めて私権を尊重し不許可処分の如きは可及的之を避て仮令風致上或部分の変更を促す場合も申請者と合議の上相方意見一致の上為す等取締に當り極力遺憾のなきを期し居れり²²⁾。」

すなわち、出願書類の処理のために専任の担当員が配置された。この専任の土木技師は、昭和4年から15年まで務め、また前述の調査主査として実査を行なった堀欽であったと考えられる。取締では私権が尊重され、できる限り許可する方針がとられたものの、風致維持上支障があると認められれば、設計の変更を促し、その場合は申請者と意見を一致させるまで合議を行ったとしている。

また、具体的な申請書類の審査方針については、京都都市計画地方委員会技師の馬場は次のように述べている。

「山林地の樹木伐採の場合は軽度の間伐を許し又開墾して宅地造成を為す場合等も大なる樹木とか風致ある樹林は出来得る限り残存せしめ、そこに建築する場合等は建築面積を制限し、或は二階建を禁ずる等衆目に

暴露せしめない方針で処理されて居る。(…)然し乍らこれ等一つの標準であつて、土地の状況、行為の目的、事業の種類等は各々事情を異にする場合が多いから一利一概に考ふるべきでない²³⁾」

すなわち、山林伐採や宅地造成においては、大きな樹木や風致ある樹林を保存し、建築面積の制限や二階建て以上の建築の禁止など公衆の目に暴露させないという方針がとられていたこと、また、土地の個々の状況に応じた判断がなされていたことが読み取れる。

(3) 風致委員会答申による取締基準

風致地区内のすべての現状変更行為を、行政担当者の裁量によって判断することとなったが、その負担は大きく、また、その取締に対しても不満が発生していた²⁴⁾。これに対して、昭和8（1933）年4月に風致委員会が組織され、「加茂川特別地区」（1933.6）、「加茂川以東」特別地区（1934.4）、「北山及西山特別地区」（1936.4）、の三地区について風致地区取締基準が答申された²⁵⁾。

取締基準の方針として、「加茂川以東」特別地区では、歴史的市街地から望見性が重視され、高級住宅地として建物外観の制限、高空地面積（8割4分）の確保、建物の位置指定などが明記されている。「北山及西山特別地区」では、市街地から距離が離れていることから、一定の利用が認められつつも、市街地主要道路からの望見性が重視され、建ぺい率や植樹地帯の設置、建物階数の制限などが明記されている。「加茂川特別地区」は、鴨川西側から東山への眺望を特に重視する内容であった。

しかし、見え方や植栽についての具体的な取締の指針はほとんど示されておらず、風致行政の実態としては、基準制定後も、現地調査による個々の敷地の眺望に基づいた取締が続けられていたと考えられる。

3. 戦前の技術的方策と現行基準との比較

(1) 戦前期の指導内容にみる技術的方策の類型

風致地区内における対象地の位置を示したのが図-1である。対象とした宅地造成では、山麓部の地貌を活かした計画内容やデザインの配慮が確認できた。周辺の環境と調和するよう指導・勧告がなされ、京都の自然の風致を象徴する三山への眺望が守られていたと考えられる。

そこで本研究では、京都風致地区内の許可申請書や添付された設計書・施工方法書・調査書・図面の内容から、整備における配慮事項を抽出し、技術的方策（以下、技法とする）の抽出と類型化を行った。その結果、12の技法（A-L）を抽出し（表-2）、その類型を5タイプに類型化した。すなわち、I)土地形質・樹木の保存、II)位置制限、III)空地確保、IV)緑化、V)形態意匠・色彩の5

表-2 技術的方策の類型と現行基準との比較 (括弧内の数字は件数, *は重複を表す)

類型	技術的方策	技術的方策の組合せ	現行基準
I 土地形質・樹木の保存	A.土地形質の保存	A 敷地内の丘陵地を保存(2)	・「地形の著しい変化」を伴わない(300m ² を超過しかつ切盛の高さが1m以内、のり高さが5m以内、擁壁高さが1.5m以内)
		AB *在来地盤の保持による樹木の保存(1)	
		AC *望見箇所を遊覧道路の緩衝緑地として保存(2)	
		ACH *既存の緑地を植樹地帯とし望見箇所の建築を制限(1)	
	B.樹木の保存	B 道路内・敷地内の高木や特定の樹種の保存(10)	・「必要最小限」とする(巨樹、銘木など重要木竹の伐採を伴わない)
		AB *在来地盤の保持による樹木の保存(1)	
		BC *望見箇所の樹木保存による建築制限(1)	
II 位置制限	C.望見箇所の建築制限	C 建築物の後退(1) [道路境界から約3.6m]	・建築物の後退(1.5-3.0m) ・「風致保全緑地」を造成地が主要な道路や市街地から直接望見しにくいように配置する ・「風致保全緑地」「带状緑地」(標準的な幅員10m前後、森林を保全しつつ配置、「目隠し効果」)
		AC *望見箇所を遊覧道路の緩衝緑地として保存(2)	
		ACH *既存の緑地を植樹地帯とし望見箇所の建築を制限(1)	
		BC *望見箇所の樹木保存による建築制限(1)	
		CF *高地部の宅地造成を制限し望見箇所の建築を制限(1)	
		CH *植樹地帯設置による望見箇所の制限(9) [幅約2.0-5.5m, 樹高約2.1-5.5m, 植樹間隔など]	
	D.望見箇所の地盤面切下げ	CI *庭園の配置による望見箇所の建築制限(2)	・建築物の高さ制限(8-15m)
		D 望見箇所の地盤面切下げ(6) [斜面下方の緑地で敷地を隠蔽]	
III 空地確保	E.建ぺい率の指定	E 空地の確保(13) [1/10(1), 1/6(2), 1/4(5), 1/3(5)]	・建ぺい率(20-40%)
	F.戸数制限	F 戸数制限(3) [住戸密度1000坪当たり10戸以内(1), 階段状造成地の段数削減(2)]	・敷地面積の制限(100-250m ² 以上) ・住戸密度などの記載なし
		CF *高地部の宅地造成を制限し望見箇所の建築を制限(1)	
IV 緑化	G.法面植栽	G 法面に張芝や灌木の植栽を行う(21)	・「自然回復緑地」(樹種、不規則な配置、重層的緑化など)
		GI *法面に灌木を植栽し庭園の一部とする(1)	
	H.樹林地帯の設置	H 天皇陵を見下さないよう植樹地帯を設ける(1)	・「風致保全緑地」「带状緑地」(標準的な幅員10m前後、森林を保全しつつ配置、「目隠し効果」)
		ACH *既存の緑地を植樹地帯とし望見箇所の建築を制限(1)	
		CH *植樹地帯設置による望見箇所の制限(9)	
	I.敷地内の緑化	I 法天端や平地周囲に植樹を行う(23)	・緑地の規模(緑地率20-40%) ・本数、配置など
		CI *庭園の配置による望見箇所の建築制限(2)	
		GI *法面に灌木を植栽し庭園の一部とする(1)	
	J.擁壁・工作物の緑化	J 擁壁の表面や前面に植栽を行い、擁壁を隠蔽する(6)	・「自然回復緑地」(樹種、不規則な配置、重層的緑化など)
		JL *崩れ石積みに躑躅・旱月等を点々と植樹(1)	
V 形態意匠・色彩	K.和風建築	K 宅地造成の時点で和風建築の計画を行う(4)	・「和風外観」
	L.擁壁・工作物の工法	L 擁壁・工作物の色彩、高さ、材料(20)	・目地、色彩、光沢が目立たないもの
		JL *崩れ石積みに躑躅・旱月等を点々と植樹(1)	

つの景観形成のための類型を見出した。ここでは、一つの操作によって、技法が複合的に用いられていたものについては併記した。たとえば A と B が一つの操作で行われた場合、AB と表記した。これらの技法は主に組合せて用いられていた。

(2) 戦前の技術的方策と現行の基準との比較

上述した景観形成上の技法は現行の許可基準(京都市風致地区条例による許可基準の解釈と運用(2013.12))とも共通する部分が多い⁴⁾(表-2)。

I) 土地形質・樹木の保存(18件)については、特徴的な地形や重要樹木が保存され、既存の地形や樹木を活かして敷地を隠蔽する技法が用いられていた。現行基準では、「地形の著しい変化」を伴わずに、「必要最小限の伐採」に止めることとされている。

II) 位置制限(23件)については、庭園や既存の樹林地など高幅員の緑地が望見箇所に配置されていた。現行基準では、「風致保全緑地」「带状緑地」などの基準が設けられている。また、建築物の後退(約3.6m)や植樹地帯の設置(幅約2.0-5.5m)は、現行基準(後退距離1.5-3.0m)より厳しいことが確認された。

III) 空地確保(17件)については、戦前期の建ぺい率指定(約10-33%以下)は現行基準(20-40%以下)より厳しいことが確認された。また、戦前期は、住戸密度

の制限(1000坪当たり10戸以内)や階段状の造成地における段数の削減が行われていた。現行基準では、敷地面積の制限は約100-250m²以上であるが、いずれの対象敷地も現行基準を満たしていた。

IV) 緑化(66件)については、法面の緑化、植樹地帯の設置、敷地内の緑化など重層的な緑化が行われていた。現行基準では、「自然回復緑地」「風致保全緑地」「带状緑地」など詳細な基準が設けられている。

V) 形態意匠・色彩(25件)については、一般的に家屋建設は宅地造成と分離して許可申請が行われたが、宅地造成の時点で和風建築や華美でない工作物の計画が行われていた。現行基準では、「和風外観」や目立たない外観の基準が設けられている。

以上のように、戦前から、現行制度の審査基準に相当する、もしくはより厳格な基準をもって景観形成・誘導が行われていた。現行の風致地区制度は、都市計画法制定時(1968)に規制内容が標準化、実質緩和されたが、その後京都市では、独自の条例を活用し審査基準を設けて厳格化した。戦前の取締内容に再び近づいたともいえるが、現行の基準では敷地の眺望の観点からの制度運用の具体的な方法は明示的に示されていない。そこで、表-2の分類に基づき、各案件における敷地の眺望、景観形成・誘導の方策を整理し、次章以降で敷地の眺望と制度運用の方法について考察する(表-3)。

表-3 宅地造成における景観形成と技術的方策

I)土地形質・樹木の保存 II)位置制限 III)空地確保 IV)緑化 V)形態意匠・色彩 A.土地形質の保存 B.樹木の保存 C.望見箇所の建築制限 D.望見箇所の地盤面切下げ E.建ぺい率の指定 F.戸数制限 G.法面植栽 H.樹林地帯の設置 I.敷地内の緑化 J.擁壁・工作物の緑化 K.和風建築 L.擁壁・工作物の工法													
番号	資料番号 施行日	場所 面積(戸数)	地区	眺望 敷地周囲	敷地の特性	I AB	II CD	III EF	IV GHJ	V KL	許可の理由, 風致維持を目的とした景観形成の技術的方策		
1	100 (S10-2) S8. 2. 15	深草南明町 31, 700㎡ (29)	市 街 地 か ら 望 見 で き る	斜面下方 は樹林	寺社の老樹越しに 高地部が望見可能		●	●	●	●	(C) (H) 道路・法肩沿いに「植樹地帯」(幅員2m以上/樹高5m以上/常緑樹密樹)設置 (D) 高地部は土地の切下げにより「遠望不可能」 (E) 家屋建設の場合は「建坪は敷地面積の3分の1以内」 (G) 切取法面に張芝、松苗を「坪当たり5本以上」植樹 (K) 家屋建設の場合は「和風」		
2	52 (S7-2) S7. 4. 8	今熊野町 2, 600㎡ (6)			舌状台地の 中腹部で望見可能		●	●	●		(D) 山腹斜面における約5. 5-14. 5m切下げ(切土のみ) (E) 「建物建設の場合は建物面積は敷地面積の3分の1以内」 (G) 切取法面中土質部分に張芝、岩石部分に粗朶伏せ、赤松・山樺苗「夫々坪当たり4本」の割合で混植 (I) 開墾完了の上空地に樹木植込み「風致に害せざる様施工」、平坦地周囲には樹高約3. 6m以上の常緑樹を約3. 6m間隔に「列樹」する		
3	6 (S11-4) S9. 12. 6	一乗寺栗山町 9, 300㎡ (7)			谷間の高地部で望見可能		●		●		(D) 山腹斜面における約2-15mの切下げ(切土のみ) (G) 切取法面に張芝・粗朶工、赤松苗木を1坪当たり4・5本植樹 (I) 宅地・道路以外の部分に赤松樹を植樹		
4	35 (S8-3) S7. 1. 16	一条寺庵野町 1, 100㎡ (1)		斜面下方 は空地 (荒地)	高地部含む、敷地全体が望見可能	●	●	●	●	●	(B) (C) 高地部の赤松保存 (E) 敷地3900坪に対して約30-40坪の家屋一棟(建ぺい率約10%) (G) 土羽に張芝、躑躅や草月類を約3. 6m間隔に千鳥植え (I) 生垣を「体裁良く」つくる、残地は庭園をつくり「丁裁(体裁)よく構成なす」 (L) 花崗岩(平均高さ約1. 6m, 花崗岩野面石)		
5	66 (S7-1) S7. 6. 1	一乗寺松原町 1, 900㎡ (3)			敷地全体が望見可能		●	●	●		(C) (H) 道路沿いに「植樹帯」(幅約3. 6m/樹高約3. 6m以上/杉・桧密樹)設置 (E) 「開墾後建築物建設の場合は建坪は敷地面積の3分の1以内」 (G) 切取法面に総芝・粗朶工、松苗を「坪当たり4本以上」植樹 (I) 敷地内に樹高約3. 0mの杉・桧を植樹		
6	70 (S7-1) S7. 4. 4	一乗寺庵野町 1, 200㎡ (1)				●	●	●			(C) (H) 北、西、南境界沿いに「植樹地帯」(幅約3. 6m/樹高約3. 6m以上/常緑樹密樹) (E) 「開墾後建築物建設の場合は建坪は敷地面積の3分の1以内」 (G) 切取法面に張芝、松苗を「坪当たり4本以上」植樹 (I) 敷地内に樹高約3. 0m以上の松・杉を植樹「体裁良く施工なす」		
7 ※	32 (S7-1) S6. 6. 29	北白川上終町 2, 400㎡ (1)				施工後、石垣一部が望見可能				●	●	(I) 石垣上に盛土し小樹木を植樹「美風を保つ」 (J) 「石崖の面は高を植付け風致を保つ」 (L) 割石石垣(約2. 2m)	
8 ※	101 (S10-2) 54 (S8-6) 34 (S9-2) S8. 11. 24他	深草願成町 2, 300㎡ (7)		東 山	斜面下方 は住宅地	高燥地の竹林を皆伐した後発見		●	●	●	●	(C) (H) 法肩沿いの平地周辺に「植樹地帯」(幅約3. 6m/樹高約4. 5m/常緑樹2列以上密樹)設置 (E) 建築物建設の場合における「各建坪は敷地面積の4分の1以下」、宅地面積の増加による空地の確保 (G) 法面には総芝、坪当たり5本約30cmの松苗などの常緑樹灌木を植樹 (I) 一部の敷地において庭園、溜池を設ける (L) 約1. 8-2. 7mの間知石積み(御影石)、一部崩れ石積みや人造流し擁壁	
9	9 (S11-4) S10. 6. 25	栗田三条坊町 5, 400㎡ (11)				住宅跡地で樹木無、高地部は望見可能		●	●	●	●	(E) 「高地部は風致委員会答申による東山特別区域の二項に相当」(6分の1以内) (G) 切取法面に張芝、盛土法面に筋芝 (I) 空地に「樹木の植栽」「建築出願の際、実査の上審議」 (L) 高低差がある部分は間知石垣(約0. 9-2. 1m)設置	
10 ※	30 (S9-2) S8. 12. 7	下京区本町 780㎡ (1)			市 街 地 か ら 望 見 で き な い	斜面下方 は樹林	石垣建設後発見、鑑賞樹あり	●			●	●	(B) 桜(樹高約5. 0m)保存 (I) 道路側にカナメ生垣を植樹する (L) 間知石垣(最高約2. 4m)上に天然石崩れ石積み(最高約0. 8m)
11	32. 33 (S8-6) S8. 11. 13他	一乗寺松原町 410㎡ (1)	重要樹木あり	●						●	(D) 道路内・敷地内の樹木(約30年生の桧、赤松)の保存(伐採割合は2割4分) (K) 入母屋造り、2階建て		
12	44 (S8-1) S7. 12. 29	日岡夷谷町 1, 100㎡ (宅地の一部)	谷間に存在							●	●	(G) 盛土法面には張芝 (J) 石垣に仁門石(花崗岩程度の白さ、南側擁壁と同種)を使用し、蔦を植込む (L) 石垣の高さを約1. 5mに低下させる	
13	18 (S11-2) S8. 7. 9	北花山大峯町 2, 200㎡ (5)								●		(G) 切取法面に張芝、盛土法面に筋芝、3㎡毎に3本当り松苗を植樹 (I) 平地周囲に「風致樹」を植樹	
14 ※	6 (S10-5) S10. 7. 31	日岡坂脇町 1, 300㎡ (1)	斜面下方 は住宅地	擁壁設置後発見						●	●	(I) 空地に高さ約1. 8m以上の常緑樹を植樹、道路内要所に「風致上書き様」常緑樹を植樹 (J) コンクリート擁壁(約0. 9-3. 9m)の下部に沿い高さ約1. 8m以上の杉・桧を間隔約1. 8m毎に植樹	
15 ※	22 (S7-2) S7. 6. 20	泉涌寺山ノ内町 180㎡ (宅地の一部)		施工後発見、谷間に存在						●	●	(J) コンクリート擁壁、石崖の前面には樹木(主に常盤木)を植え「道路よりコンクリート並びに石崖の見えざる様十分に設備」する。 (L) 擁壁の色合は「淡ネズミ色とす」、石崖(切石)高さは在来より約30-90cm低くする(高さ約60-120cm)	
16	17 (S8-3) S6. 4. 20	下京区本町 130㎡ (宅地の一部)		元来山林地盤で強硬な地盤						●	●	(J) 南側石垣に「風致を維持せんため」躑躅・蔦を配植し「風致と美観を保持」 (L) 南側石垣は富士火山石崩れ石積み、隣地の庭園内の庭木等で西側石垣(間知石、高さ2. 4m, 水抜土管設置)は「西方より望見するを得ず」	
17	21 (S8-4) S8. 3. 17	四宮山田町 470㎡ (1)		平坦地		重要樹木あり	●				●	●	(A) 赤松(約15本)の非伐採(その他雑木は伐採) (I) 平地周囲に紅カナメを植樹する (L) 玉石石積み
18 ※	33 (S8-3) S6. 12. 3	御室芝橋町 5, 000㎡ (14)		北 山 ・ 西 山		主要道路から望見できる 主要道路に隣接する	工事中発見、仁和寺に隣接		●		●	●	(C) (H) 周山街道沿いに「松並木土堤」(幅約2. 0m)を設置 (J) (L) 崩れ石積みに躑躅・草月等を点々と植樹し、張芝を適当に「風致を増大す」
19	16 (S6-1) S5. 11. 14	鳴滝音戸山町 14, 700㎡ (42)	舌状台地上、窪地を含む		●		●	●	●	●	(A) (C) 周山街道沿いの土地形質を緩衝緑地として保存 (B) 「風致を損害せざる様株に留意し、苟も必要なる松樹は絶対に伐らず」 (C) (H) 「風致樹林地帯」の設置(幅約5. 5m/樹高約4. 5m/常緑樹密樹)「嵯峨街道方面より東方の開墾地を望見し得るようになる」「風致樹林地帯は現在の地盤より切り下げをせざる」 (D) 嵯峨街道側にある敷地の切下げ (E) 「各敷地における建築面積は敷地面積の4分の1以内」 (F) 「建物戸数は敷地1000坪に対し10戸以内とする」 (G) 切取法面、盛土法面には草月または張芝、筋芝を植栽し「風致に努む」 (I) 各宅地周囲に樹高約4. 5m以上の常緑樹(松・その他の庭木)を約3. 6m間隔に1本の割合で「列植」すること、「間に五月の類を配植して一層風致を増大す」		

20	11, 14 (S11-2) S8. 6. 29	鳴滝宇多野谷町 18, 100m ² (13)	主要道路から望見できる	主要道路に隣接する	独立丘を含む	●	●	●	●	●	(A) (C) 丘陵地。既存樹林を「在来のまま残すべき場所」として保存 (B) 法面樹木はなるべく保存。付替道路内の山桜(約30年/1本)、桧(樹高5.5m/11本)、杉(高さ約0.9-1.8m/20本)、道路沿いの生垣を保存 (C) (H) 各号地の南面に樹林帯を設置、樹数の約4割の常緑樹闊葉樹(榎・モチ)を適当に配植して「一層万全を期する」 (E) 建築をなす場合「建坪は建築面積の4分の1以下とする」 (F) 14戸を13戸に変更(四・五号地を統合) (G) 切取法面に張芝、坪当り赤松苗4本植込む (I) 平地周囲に約2.7-3.6m毎に樹高約3.6m以上の樹木を植付け、その間に小楓・躑躅等を配植して「一層風致を増大する」、在来樹木(赤松・台杉)を一・三・四号地に庭木として植込む (L) 石垣(雑石)高さは最高部約2.7m
21※	76 (S7-1) S7. 3. 19	太秦三尾町 700m ² (2)		主要道路に隣接しない	高地部を含む開発、地均し工事中発見、建築資材切込み済み		●	●	●	●	(C) (I) 「最も良く望見できる」高地部、建築建設上は空地に相当の植栽が必要 (E) 建物建設の場合は「敷地の4分の1以内」→低地部は緩和(3割4分) (F) 上中下3段を上下2段に変更、「3分の1以上の建築をすれば植栽の余地なく、風致上支障あるものと認めらるに付、敷地3個を2個に変更せしめ且つ建築の場合は敷地の4分の1以内とする様変更せしめるを適当と認む」 (G) 法面に張芝、常緑樹植樹 (I) 法天端に常緑樹を植樹 (K) 和風2階建て建築 (L) 間知石垣(高さ約0.9-1.5m)を設置
22※	98 (S10-2) S7. 9. 7	衣笠殿町 3, 300m ² (2)			工事中発見、左大文字山中腹		●	●	●		(C) (H) 法肩沿いに「植樹地帯」(幅約3.6m/樹高4.5m以上/松2列以上密樹)設置 (E) 家屋建設の場合における建坪は「敷地面積の6分の1以内」 (I) 法面は張芝を施し、約4.5m以上の松を密樹「法面を望見し得るようにする」
23	2 (S11-2) S8. 9. 21	大北山宇赤坂 1, 000m ² (1)	北山・西山 主要道路から望見できない	斜面下方に金閣寺庭園、寺院に隣接	高地部を含む	●	●	●	●	●	(A) (C) (H) 南側道路沿いの赤松2列を地盤ごと保存 (D) 敷地全体の地盤面切り下げ(敷地中心部で約3.0m) (E) 建築をなす場合「建坪は建築面積の4分の1以下とする」 (G) 切取法面に張芝、坪当り赤松苗4本植込む (I) 平地周囲(北・東・西)に樹高約1.8-2.7mの黒松を約3m間隔に「列樹」する (L) 法面に小段を設置し緩勾配にする(約10m毎に)
24※	3 (S8-8) S7. 9. 14	右京区御室 36, 000m ² (31)		斜面下方に仁和寺	高地部開発含む、工事中発見	●	●		●		(B) 現在立木は「でき得る限り現状に保存」 (D) 高地部の地盤面切り下げ (I) 平地周囲には樹高約1.8mの松を約1.8m間隔で「列樹」する
25※	4 (S11-2) S9. 5. 28	常盤谷御池町 39, 700m ² (54)		平坦地	工事中発見、双ヶ丘に隣接、独立丘を含む	●	●	●	●	●	(A) 敷地内の丘陵地を保存 (C) 道路から建物を約3.6m以上後退させる(やむを得ない場合は約2.7m) (C) (H) 各道路と宅地との間に「鑑賞樹地帯」(樹高2.1-2.4m、約5.5m間隔)を設置、各道路にプラタナス、カツラ、桜、ヒマラヤスギを植樹し周囲に芝を植付ける (E) 将来家屋建設の場合は「建坪は敷地面積の3分の1以内」 (G) 法面に筋芝を約30cm間隔に植え、約90cm間隔に躑躅、霧鳴等を千鳥植え (I) 各宅地の境界に青竹を用い、竹垣をつくる。住宅地の前面に松、桜、躑躅等の鑑賞樹を用い庭園をつくる。一部の敷地では約30m ² の池を設置し、周囲に少量の土を盛り庭園をつくる (L) 約225kg以上の玉石崩れ石積み設置
26	45 (S10-1) S9. 9. 29	大宮釈迦谷 950m ² (1)		斜面下方は樹林	重要樹木あり	●			●	●	(B) 敷地内の杉「樹木は伐採せず」 (G) 法面に筋芝 (I) 東・南面に常緑樹(樹高約4.5m/約3.6m間隔)、「鑑賞樹少し植込む」 (K) 和風建築
27	50 (S7-2) S7. 5. 9	鳴滝音戸山町 700m ² (1)				●			●	●	(B) 扶壁内部の赤松の保存 (I) 堤頂には常磐木を植樹 (J) 壁の表面に蔓草等を這わす (L) 「扶壁の外部に鼠黒色に塗抹し仕上げる」、扶壁高さ約3.0mを約1.8m以下に変更→約2.1mに変更「実際上大差無き」
28	39 (S8-6) S8. 9. 19	大北山赤阪町 1, 600m ² (1)				●				●	(B) 樹木は在来のまま保存 (L) 石垣は野面積み
29	33 (S17) S17. 2. 6	宇多野北ノ院町 3, 000m ² (2)		斜面下方は仁和寺	重要樹木あり	●			●		(A) (B) 在来地盤保持し、樹木移植等の移動を避ける (G) 法面に張芝、躑躅等を植樹
30	40 (S9-3) S9. 1. 17	南中院町 350m ² (1)		平坦地、周辺竹藪	二尊院落柿舎への道沿い	●			●	●	(B) 西・南境界沿いの榎・樺等(樹高約7.3-9.3m)の樹木を保存 (I) カナメ生垣 (L) 南面道路に面する石積み(西面はコンクリート)
31	63 (S8-3) 15 (S11-1) S10. 3. 18他	宇多野紫橋町 2, 000m ² (2)		天皇陵に隣接	天皇陵を見下せる位置				●	●	(G) 切取法面に張芝 (H) 「植樹地帯」(幅約3.6m/樹高約4.5m/榎を2列に千鳥植え、桜)。「御料地を見下さぬようになし風致を添える」 (I) 切取地内の雑木は伐採、松樹は移植する (L) 南端石崖の高さを約0.6-0.9m低める
32	28 (S8-7) 97 (S10-2) S8. 5. 24他	上京区紫野町 2, 400m ² (8)	その他	斜面下方は住宅地	重要樹木あり、船岡山の高地部を含む	●	●	●	●	●	(B) 道路上の公孫樹(樹高約12m/約80年)は「相当大樹」なため隅切りを設置し保存する。敷地境界付近にある樺・榎(樹高約12m/約80年)を「なるべく保存」する (C) (F) 高地部は在来のまま変更しない (G) (I) 敷地内の梅(樹高約3.0m/3.40年)を敷地境界に移植、宅地前面に松、桜、躑躅等の鑑賞樹を用い「庭園をつくる」 (G) 各法面に筋芝を約30cm間隔に植付け、躑躅・霧鳴を約60cm間隔に千鳥植え (L) 玉石(約225kg)の崩れ石積み
33	6 (S11-1) S10. 2. 20	紫野北舟岡町 3, 500m ² (11)		斜面下方は住宅地	船岡山低地部				●	●	(I) 新設道路、切盛の位置に現存する梅は全て各住宅地の適当な空地に移植、高さ約1mの生垣(カナメ・ネズミモチなど)を約1m毎に3本植樹し躑躅を植込む (L) 約225kg以上の玉石を用い高さ約1mの崩れ石積み設置「公道よりの風致を保たす」
34	5 (S11-4) S10. 12. 26	桃山町泰長老 900m ² (2)		斜面下方は住宅地	寺社に隣接				●	●	(G) 切取跡は「見苦しからざる様躑躅等を植込み土壌赤肌の露出せざるよう」 (I) (I) 切取法面は灌木類を植込み庭園の一部とする (L) 崩れ石積み

(資料番号は、京都府歴史館の管理する件名番号を用い、「件名番号(簿冊年度-巻数)」の様に表記する。たとえば、京都府庁文書「昭和十年風致地区監理課第二巻百号」の資料を「100(S10-2)」と表記する。また風致委員会答申による取締基準に倣い、比叡山から今熊野に至る部分を「東山」、松ヶ崎以西嵐山に至る部分を「北山・西山」、稲荷・醍醐方面やその他の平坦地部は「その他」とした。敷地の眺望について、風致地区答申の取締基準に基づき視点場を設定し、調査書などの添付資料の内容から分類を行なった。東山では、敷地の周辺環境に応じて市街地から望見できるものと望見できないものとに分類した。北山・西山では、主要道路を視点場として望見性の分類を行なった。始末書が添付されたものは番号の欄に「※」を付けた。)

4. 大規模宅地造成における景観形成と技術的方策

本章では、戦前の京都の風致行政による景観形成について、5種類の技法（Ⅰ～Ⅴ）をすべて活用していた2つの大規模宅地造成の案件（表-3の19,20）を取り上げて、技法の分析を通じた景観の保全・形成上の方策と具体的な効果の検証を行う。なお、一部は、図面から読み取れない敷地の眺望²⁾についても補足的に考察した。

(1) 宇多野音戸山の宅地造成

a) 景観形成と技術的方策

御室・嵯峨間の「遊覧道路」である嵯峨街道に沿う斜面地に位置する42戸約14,700m²の宅地造成（表-3の19）を取り上げる²⁰⁾（図-2）。昭和5（1930）年11月14日に許可が施行された。敷地では「風致を損害せざる様殊に留意し、苟も必要なる松樹は絶対に伐らず」とされた。嵯峨街道沿いには在来の緑地が残されており、敷地が面する部分には風致樹林地帯が配置された（図-3）。在来の緑地や風致樹林地帯に沿う敷地では、土地の切下げが行われ嵯峨街道から望見できないよう配慮されていた。

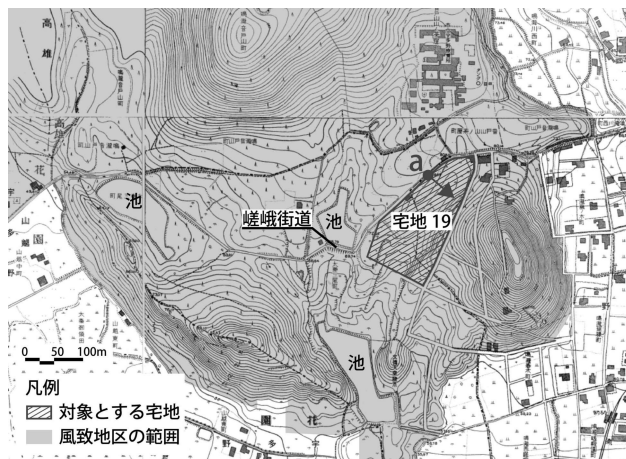


図-2 宅地19の周辺環境（下図は昭和10(1935)年京都市計画基本図(1/3000)）

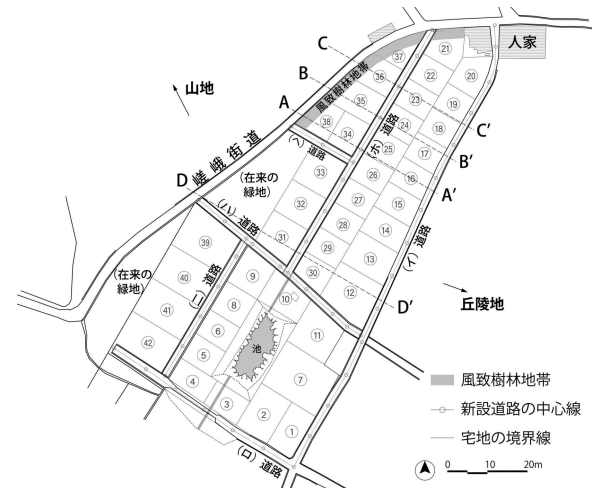


図-3 作業地平面図（図面をトレース、断面線など加筆）

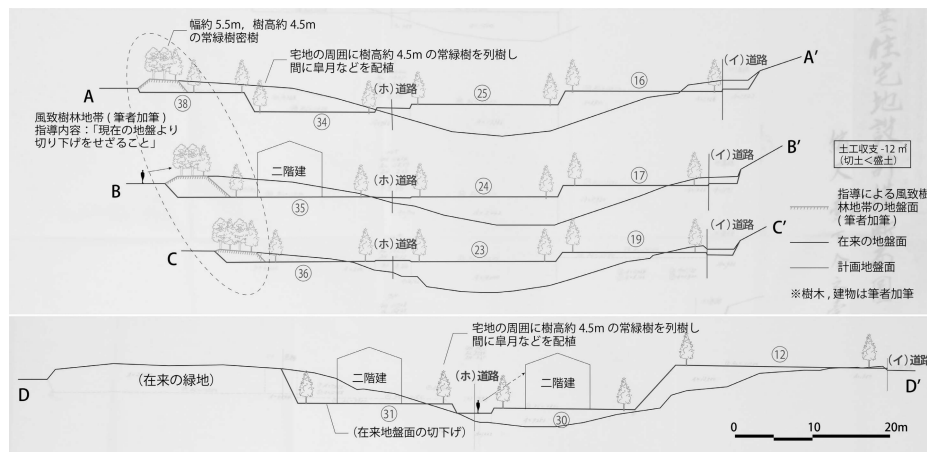


図-4 断面図²¹⁾（原図をトレース、計画内容をもとに風致樹林地帯など加筆²²⁾）

また風致許可申請において、以下の内容が記された。

- 1) 切取法面、盛土法面には皐月類または張芝、筋芝を植栽し「風致に努む」。
- 2) 各敷地の「建築面積は敷地面積の4分の1以内」。
- 3) 開墾地の西北外圍に沿って風致樹林地帯（幅約5.5m/樹高約4.5m/常緑樹密樹）を設置。「嵯峨街道方面より東方の開墾地を望見し得ざるように」し、「風致樹林地帯は現在地盤より切下げをせざる」。
- 4) 宅地の周囲には樹高約4.5m以上の常緑樹（松・その他の庭木）を約3.6m間隔に1本の割合で「列樹」し、間に皐月などを配植して「一層風致を増大す」。
- 5) 建物戸数は敷地1000坪に対し、10戸以内とする。

以上のように、技法として、嵯峨街道沿いの樹林が緩衝緑地として保存され（A 土地形質の保存）、敷地内の松樹が保存された（B 樹木の保存）。位置制限については、嵯峨街道から望見される樹林の保護や「風致樹林地帯」の設置が行われ（C 望見箇所の建築制限）、緩衝緑地や風致樹林地帯に沿う敷地では、土地の切下げが行われていた（D 望見箇所の地盤面切下げ）。空地確保については、建ぺい率が4分の1以内とされ、建物戸数は42

戸に対して 4461 坪であり、自然地形を活かして池を配置し、緑地を保存することで、1000 坪当たり 10 戸以内の割合で敷地を配置する条件が守られていた (F 戸数制限)。緑化については、切取法面や盛土法面に皁月類や張芝・筋芝が植込まれ (G 法面植栽)、嵯峨街道に沿う部分に「風致樹林地帯」(幅約 5.5m/樹高約 4.5m/常緑樹密樹) が設置された (H 植樹地帯の設置)。また敷地内には樹高約 4.5 m 以上の常緑樹を約 3.6m 間隔に 1 本の割合で「列樹」することとされた (I 敷地内の緑化)。

b) 敷地の眺望と保全された景観

敷地は丘や池などの自然環境に囲まれ、住宅はほとんどなく、嵯峨街道に隣接する位置に存在する (図-2)。

行政指導上問題となったのは、遊覧道路であった嵯峨街道からの眺めであった。敷地に隣接する道路 (図-2 の a 地点) からは、丘陵地 (樹林地) を背景として、敷地 (開発以前は竹林の疎生地) を望見することができたと考えられる。

敷地の断面図 (図-4) から、嵯峨街道や敷地内道路を視点場とした眺望について考察する。まず、計画地盤面に対して、風致樹林地帯は「現在の地盤より切り下げをせざる」とされ、在来地盤を保持するよう指導がなされた。風致樹林地帯に隣接する敷地 (A-A'断面-C-C'断面の 34,35,36,38 敷地) や、在来の緑地に隣接する敷地 (D-D'断面図面の 31 敷地) では、地盤面の切下げが行われた。嵯峨街道を視点場としたとき、風致樹林地帯と宅地周囲の樹高約 4.5m の常緑樹によって、住宅地を望見できないことがわかる。敷地内部の道路を視点場としたとき、平地部の周囲には常緑樹が植樹され、間に灌木が配植されており、建物一階部分や建物前面の生活空間が隠蔽され、二階屋根以上がみられる程度の樹木が配置された。

以上のように、本件では、松などの在来樹木、常緑樹の高木・低木、法面上の芝草など重層的な緑の配置により、自然の風致を添えた住宅地形成の指導が行われていた。遊覧道路からみた景観が重視され、竹林の疎生地を周囲の自然環境と調和する緑豊かな住宅地とすることで、風致を維持・増大することが図られたといえる。

(2) 鳴滝宇多野谷町の宅地造成

a) 九号地にみる景観形成と技術的方策

鳴滝宇多野谷町における敷地面積約 18,800 m² の案件 (表-3 の 20) を取り上げる (図-5)。昭和 8 (1933) 年 2 月 10 日に、南下りの傾斜地を地均し、一号地から十四号地の 14 戸の宅地を造成する目的で申請が出された²⁹⁾ (図-6)。しかし、申請地は「風致上重要にして深重を要し加うる」必要があったこと、書類に不備が数ヶ所あったことから、崖崩れのため至急取扱を要する九号地部分のみ (約 800m²) を分離して取扱うよう協議が行われ、同年 4 月 14 日に許可が施行された。断面図には修正箇

所が記され、石垣については、高さを約 2.7m に下げることと記された。許可申請書の摘要欄には、「法下に高さ約 1.8m 長さ約 30m の土留石垣を施しその上に 1 割の法勾配を送り張芝を為し尚法面に小樹木を植付けて風致を増大する目的なり」と記された。

以上のように、景観形成・誘導の方策として、法面に張芝を施し (G 法面植栽)、法肩に小樹木を施す (I 敷地内の緑化) ことで、「風致を増大する」ことが図られた。石垣 (雑石積み) で高さは約 2.7m に低下させるよう図面に記されていた (L 擁壁・工作物の工法)。

b) 九号地以外の敷地にみる景観形成と技術的方策

九号地以外の部分 (約 18,000m²) は、詳細な既存樹木の調査に基づく設計変更などを条件に、昭和 8 (1933) 年 6 月 29 日に許可が施行された²⁸⁾。作業地の現況樹林図 (図-7) には、作業地における現況樹木の調査結果が記されている。図面西側の東西道路において、移植すべき樹木が発生しないよう道路の経路変更が行われた。

設計変更前後の作業地平面図 (図-6, 図-8) を比較すると、設計変更によって四号地と五号地が一つの平地にまとめられ、十号地が東側 (十一号地の東隣) へ移された。この変更により、高地部では空地面積が確保された。「在来のまま残すべき場所」として、敷地西側の丘陵地の松林や、道路変更箇所南側の桧林、法厳寺東隣の松林が追加指定された。また、一・三・四号地の南側には新たに植樹地帯が設置された。許可申請書に添付された施行方法書の摘要欄には以下の内容が記されていた。

- 1) 切取法面には張芝、盛土法面には筋芝を植付け、住宅地の周囲には約 2.7-3.6m 毎に高さ約 3.6m 以上の樹木を植付け、その間に小楓または躑躅等を配植して「一層風致を増大する」。各号地の南面の高木 (樹高約 5.5m) に樹数の四割位の常緑樹広葉樹 (カシ・モチの類) を適当に配植して「一層万全を期する」。
- 2) 将来風致地区内に建物を新設するときは建坪は敷地の 4 分の 1 以下とする。
- 3) 付替道路内に生じる約 30 年生の山桜 1 本、高さ約 5.5m の桧 11 本、高さ約 0.9-1.8m の杉約 20 本、在来道路端の生け垣等はすべて伐り取らず、小樹木は切取り、その他の大樹木は盛土の法面に盛土の法下に移植する。

以上のように、景観形成・誘導の技法として、既存の丘陵地や樹林が「在来のまま残すべき箇所」として保存され (A 土地形質の保存)、道路の経路変更による樹木の保存が行われていた (B 樹木の保存)。位置制限については、周山街道や隣接道路から望見される丘陵地や、各敷地の南側への植樹地帯の設置による建築制限が行われていた (C 望見箇所の建築制限)。空地確保については、建ぺい率が 4 分の 1 以内とされ (E 建ぺい率の指

定), 高地部の敷地が統合された (F 戸数制限)。緑化について, 切取法面に張芝, 盛土法面に筋芝が植付けられ (G 法面植栽), 一・三・四号地の南面に植樹地帯 (樹高約5.5m) が設置され, 樹数のうち約4割の常緑闊葉樹 (桤・モチ) を配植して「一層万全を期する」とされた (H 植樹地帯の設置)。また, 平地周辺には, 約2.7-3.6 m 毎に高さ約3.6 m 以上の樹木を植付け, その間に小楓や躑躅などの灌木を植樹し, 「一層風致を増大する」とされた (I 敷地内の緑化)。

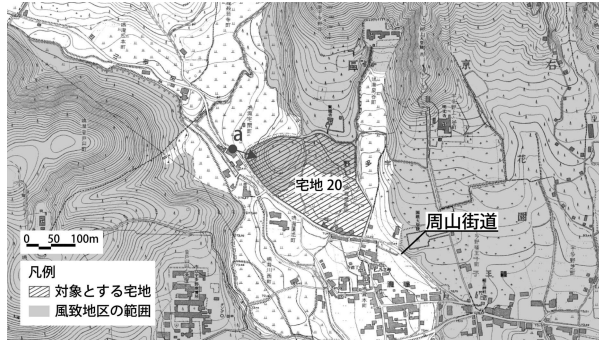


図-5 宅地 20 の周辺環境 (下図は昭和 10(1935)年京都市都市計画基本図(1/3000))



図-7 現況樹林図 (原図トレース, 文字加筆)

c) 敷地の眺望と保全された景観

敷地は南下りの傾斜地に存在し, 周山街道に隣接する位置に存在する。

敷地に接する主要道路である周山街道に視点場を設定し, 敷地への眺望を可視化したものが 図-9 である。敷地に隣接する道路 (図-5 の a 地点) からは, 宅地に遮られることなく敷地が望見でき, 敷地西部の松林がドーム状に盛り上がって見える。この特徴的な地形をもつ緑地が風致上重要な位置づけをもった。



図-6 変更前の平面図 (原図トレース, 文字加筆)

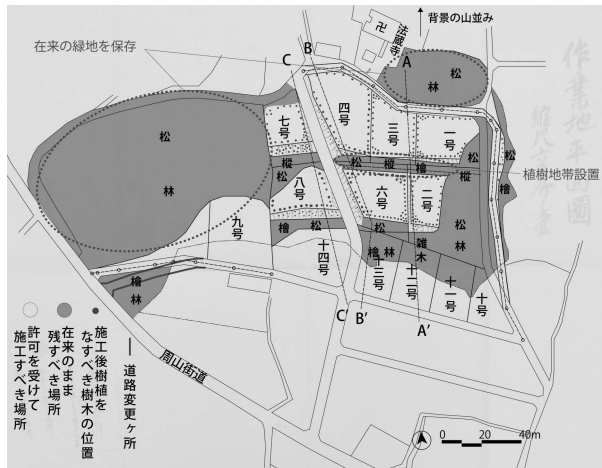


図-8 変更後の平面図 (原図トレース, 断面線等)

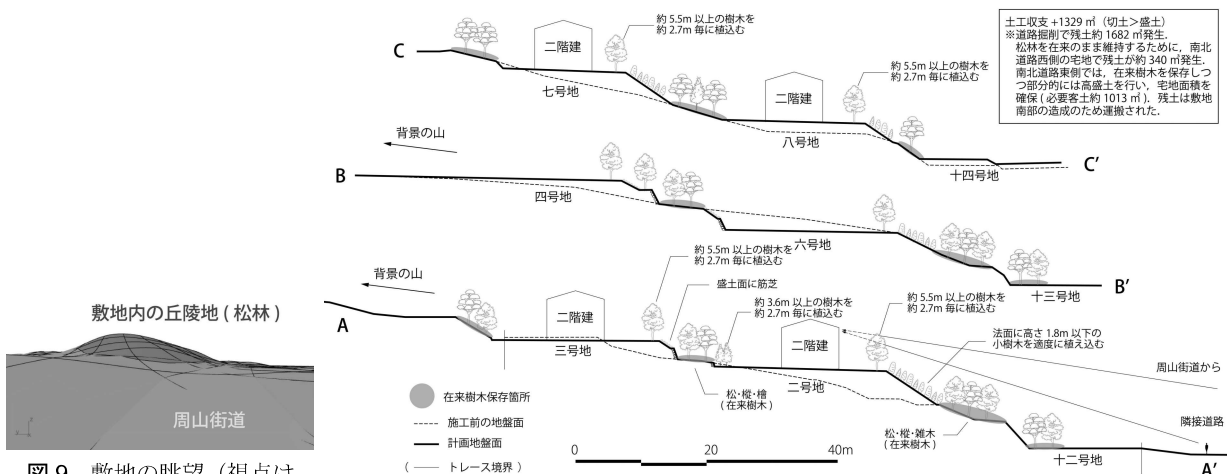


図-9 敷地の眺望 (視点とは図-5 の a 地点)

図-10 断面図 (原図をトレースし, 縦横比率を 2:1 から 1:1 に変更, 樹木などを加筆)

敷地の断面図(図-10)から、周山街道や敷地内道路を視点場とした眺望について考察を行う。高地部である一号地から八号地では、樅・檜・松・杉・楓などの多様な樹木を平地の周囲に移植し、盛土法面には低木が移植された。図中の二・三・四・六・七・八号地の南面には約5.5m以上の樹木が約2.7m間隔で植樹されていた。敷地内に二階建て建築が建てられた場合、隣接道路や周山街道から二階軒下部分を望見することは困難であり、樹木越しに屋根部分が見え隠れする程度であったと考えられる。

以上のように、本件では、既存樹木を庭木として活用し、低木の植栽を行うなど敷地全体の造園が行われ、樹間から見え隠れする住宅地景観が形成された。主要道路に隣接する敷地において、こんもりとした松林や敷地内の多様な樹木が風致上重要とされ、保護の対象となったと考えられる。

5. 工事着手後の修景を伴う行政指導

本章では、無断施工が発見され始末書が添付された2つの宅地造成(表-3の8,22)の案件をもとに考察を行う。無断施工がなされた場合、樹木伐採や地均しが無断で行われる場合が多く、特徴的な行政指導・勧告が行われた。景観形成・指導の方策の分類を通じて(表-2のA-L)、敷地の眺望と保全すべき景観について考察を行う。

(1) 深草願成町の宅地造成

a) 無断施工に対する行政指導

深草願成町における敷地面積約2,300㎡の案件(表-3の8)を取り上げる(図-11)。昭和7(1932)年10月1日に許可が施行された²⁹⁾。寺院保有の孟宗畑として「僅少の地料」で貸地していたが、敷地は「眺望宜しき高燥地」で、住宅地として賃貸の要望が多数あったため信徒総代と協議の結果住宅敷地の計画が立てられ無断で伐採が行われた。「風致保持上遺憾なき」よう適当の施設を加え、修景を行うことを条件に許可が出された。平面図(図-12)をみると、高地部である一・二・三・五・六号地の法肩沿いに植樹地帯が設置された。一・二号地と六号地西側の石垣には白川産の御影石を用いた間知石積み(高さ約1.8-2.7m)が設置され、六号地北側には天然石を用いた崩れ積みが用いられた(L)。風致許可申請において、以下の内容が記された。

- 1) 法面にはすべて張芝を施し、坪当たり5本約30cm以上松苗又は常緑樹の低木を植付ける(G)。
- 2) 各平坦部の法肩沿いに幅員約3.6m以上の「植樹地帯」を設け、樹高約4.5m以上の常緑樹を2列以上に「密樹」する(C)(H)。

- 3) 建築物建設の場合、各建坪は敷地面積の4分の1以下とする(E)。

以上のように、景観形成の技法C, E, G, H, Lによる行政指導が行われた。

b) 設計変更における景観形成

本件の敷地では、昭和8(1933)年10月20日に二号地・六号地、同年11月24日に三号地で、家屋建設の際の設計変更の許可が施行された^{30),31)}。二号地・六号地では、植樹地帯の位置などが変更され、建物の南側に庭園や溜池が設けられた(I)(図-13)。建築物が前設計における植樹地帯の位置に計画されたため、法面に植樹地帯を設置することで、敷地内が望見できないように対処されていた。三号地でも同様に、建築物が前設計における植樹地帯の位置に計画されたため、植樹地帯の位置変更が行われた(図-14)。

また、三号地の施工方法書には以下の内容が記された。

- 1) 西側境界はコンクリート擁壁に変更し、前設計の西側法敷部分を敷地として活用する。「表面見え掛りは人造洗出し」とし、「石垣様の目地を設け体裁を良からしむ」(L)。
- 2) 南側の植樹地帯で幅員が約3.6mに満たない部分では「一部法面を以て代用」し、樹高約5.5m以上の松・椎・檜等を植樹する。西側の植樹地帯で幅員が約3.6mに満たない部分では、高さ約5.5m以上の常緑樹を2列に密樹する(C)(H)。
- 3) 南側法下の平地約1.4mを取入れ敷地を増加する。

コンクリート擁壁を築造し、1)と同様に施工する。すなわち、前設計のうち法面を植樹地帯として代用し、コンクリート擁壁を設置することで、敷地西側の平地部分の面積が増加され且つ植樹地帯の幅が確保された。コンクリート擁壁は人造洗い出しや「石垣様の目地」を用い体裁を良くすることで、近景への配慮がなされていた。無断施工後に指導された制限の中での建築が難しく、建築面積を確保する代わりに、植樹地帯の樹高・位置変更や擁壁の美観整備によって風致が維持されたものと考えられる。

c) 敷地の眺望と保全された景観

敷地は南西下りの斜面地に存在し、東山を背景として、斜面下方は市街地に接続する。

敷地の断面図(図-15)から、敷地の眺望の分析を行う。敷地の望見箇所は樹高約4.5mの植樹地帯が設置されており、斜面下方からの敷地内の望見性が重視されたことが読み取れる。六号地では設計変更によって、一列の植樹地帯が設けられたが、法面に段差を設け庭園を設置することによって、望見箇所の樹木の面積が確保されていた。法面で代用した部分では樹木の樹高が約5.5m以上とされており、建築物の隠蔽のために斜面地では樹高の高い樹木が植樹されていたと考えられる。



図-11 宅地8の周辺環境（下図は昭和10(1935)年京都市都市計画基本図(1/3000)）

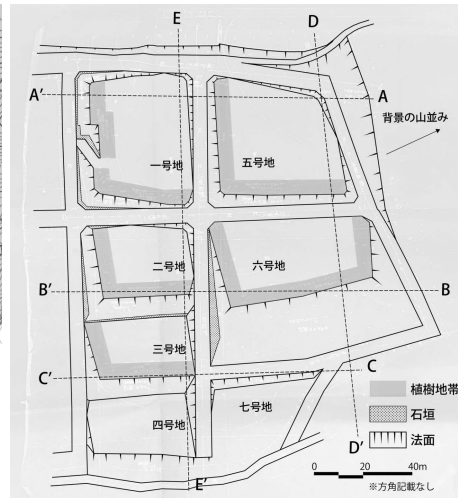


図-12 設計変更前の平面図（図面をトレース、文字を加筆）

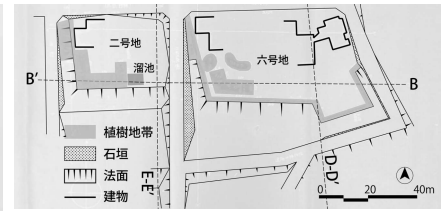


図-13 二・六号地の設計変更図（図面トレース、断面線など加筆）

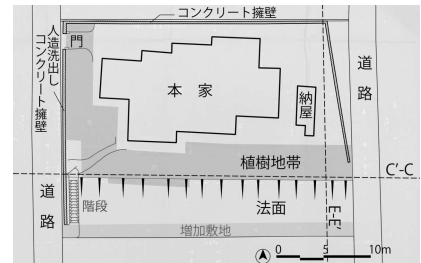


図-14 三号地の設計変更図（図面トレース、断面線など加筆）

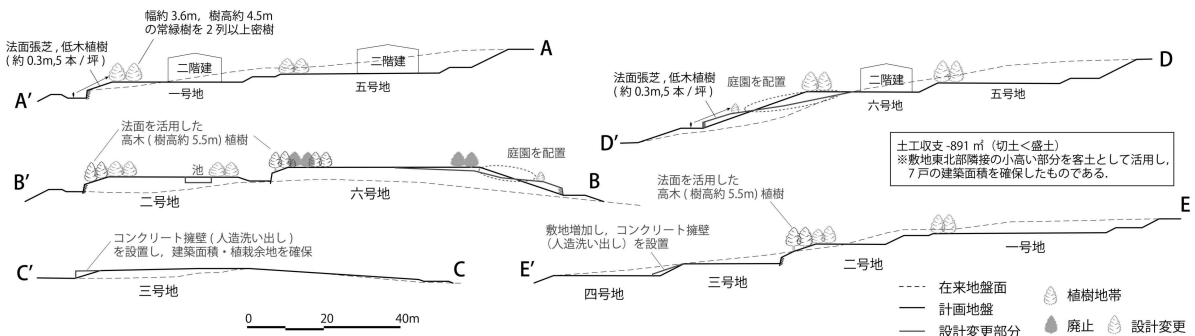


図-15 A-A'断面図（原図をトレースし、縦横比率を2:1から1:1に変更、建物など加筆）

以上のように、本件では、無断施工により高燥地の孟宗畑が伐採された敷地において、切盛の変更、植樹地帯・庭園の設置、美観に配慮した擁壁の設置などの設計変更がみられた。その過程で、斜面下方の市街地方面から望見できないよう、密な樹林帯を配置することが重視されたと考えられる。

(2) 衣笠殿町の宅地造成

a) 無断施工に対する行政指導

衣笠殿町における敷地面積約3,300㎡の案件（表-3の22）を取り上げる³²⁾。昭和7(1932)年9月7日に許可が施行された。敷地は、金閣寺東山麓に位置する（図-16）。無断で道路と平坦地2ヶ所を造成し、完成が近い状態で発見され、始末書が提出された。添付された図面（図-17）には、樹木の詳細な位置や、法面・植樹地帯への植樹の詳細が記された。実地調査に基づく調査書には風致許可申請の指導内容が以下のように示された。

- 1) 法面に緑芝を施した上、常緑樹を植込み、「東方より法面を望見し得るようになる」（G）。
- 2) 法肩沿い平坦地に幅員約3.6m以上の「植樹地帯」

を設置し、高さ約4.5m以上の常緑樹を2列以上に「密樹」する（C）（H）。

- 3) 家屋建設の場合、建坪は敷地面積の6分の1以内とする（E）。

以上の通り、景観形成の技法C,E,G,Hがみられた。

b) 敷地の眺望と保全された景観

敷地は東下り傾斜地に存在し、周囲に住宅地はなく、「東方」から望見される位置に存在する。

昭和11(1936)年4月14日の風致委員会答申による「北山及西山特別地区」では、建ぺい率は4分の1以内として二階を超えないものが「大体許可」とされており、「奥山地区では更に厳しくする」とされた。本件の敷地は北山・西山に位置し、建ぺい率が6分の1以内に指導されたことから特に厳格な指導であり、建築物は二階を超えないよう指導が行われていたと考えられる。

設計書や図面に記載された内容を基に断面図を編集・加筆したものが図-18である。切取法面、盛土法面、植樹地帯には樹高約4.5m以上の松を「密樹」するよう指導された。これらにより、平屋建築や法面を望見することは困難であったと考えられる。

表4 敷地の眺望と技法の組合せ

地区	敷地の眺望	I		II		III		IV				V		I)土地形質・樹木の保存 II)位置制限 III)空地確保 IV)緑化 V)形態意匠・色彩
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
東山 (17件)	市街地から望見 できる(9)		BC(1)	BC(1) CH(4)	D(3)	E(7)		G(8)	CH(4)	I(8)	J(1)	K(1)	L(4)	A.土地形質の保存 B.樹木の保存 C.望見箇所の建築制限 D.望見箇所の地盤面切下げ E.建ぺい率の指定 F.戸数制限 G.法面植栽 H.樹林地帯の設置 I.敷地内の緑化 J.擁壁・工作物の緑化 K.和風建築 L.擁壁・工作物の工法 凡例 8割以上 5割以上
	市街地から望見 できない(8)	A(1)	B(2)					G(2)		I(4)	J(4)	K(1)	L(5)	
北山・ 西山 (24件)	主要道路から望見 できる(5)	AC(2)	B(2)	AC(2) CH(4) CI(1)	D(1)	E(4)	F(3)	G(4)	CH(4)	I(3) CI(1)	JL(1)	K(1)	L(2) JL(1)	
	主要道路から望見 できない(19)	A(1) AB(1) ACH(1)	B(5) AB(1)	C(1) ACH(1) CH(1)	D(2)	E(2)		G(5)	H(1) ACH(1) CH(1)	I(7)	J(1)	K(1)	L(6)	



図-16 宅地 22 の周辺環境 (下図は昭和 10(1935)年京都市都市計画基本図(1/3000))

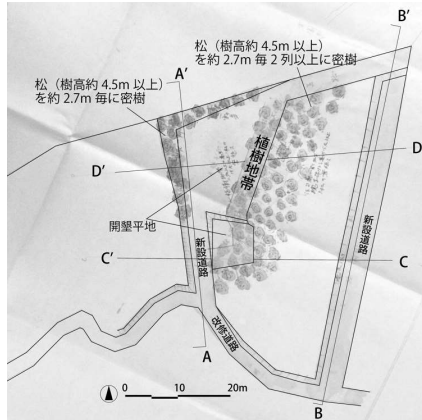


図-17 作業地平面図(原図をトレース)

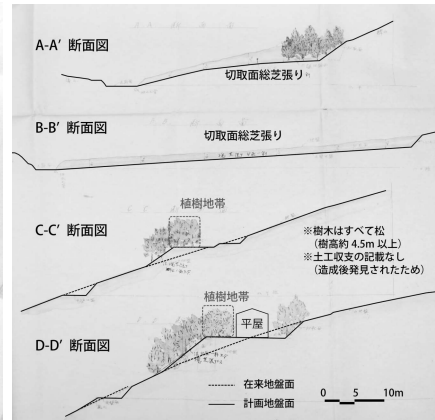


図-18 断面図 (原図をトレース, 建物を加筆)

以上のように、本件では、無断施工が行われた山腹斜面地の敷地において、建ぺい率や植樹地帯の指導が行われ、敷地内の建築物や法面の隠蔽が徹底されていた。

戸数制限の指導が認められた。北山・西山では、東山に比べ高地部の開発が許容されたが、環境との調和が特に重視され、敷地内の微地形を活かした多様な内容の指導がみられた。

6. 三山麓部における景観形成の技術的方策

5つのタイプの12の技法は、表-3に示す通り、宅地造成の様々な場面で用いられており、多くの場合これらの技法は複数組み合わせられた。以下、本研究の対象とした34の宅地造成から導き出した、東山、西山、北山山麓部における景観形成の技術的方策の特徴について論じる。

(1) 敷地の眺望と技術的方策の組合せ

敷地の眺望と技法の組み合わせとの関係を示したものが表-4である。東山の歴史的市街地から望見できる宅地造成では、法面緑化や敷地内の緑化が多く認められ、その次に建ぺい率の指定や望見箇所の建築制限が多くみられた。市街地からみた眺望に対して、住宅を奥側に配置した上で、重層的な緑化を行う指導が行われた。市街地から望見できない敷地では、擁壁・工作物の工法、擁壁・工作物の緑化、敷地内の緑化の指導が多く確認でき、近景への配慮が重視された。

北山・西山の主要道路から望見できる宅地造成では、望見箇所の建築制限、建ぺい率の指定、法面植栽、樹林地帯の設置、敷地内の緑化が最も多く認められた。次に、

(2) 三山山麓部における景観形成の特徴と考察

地区ごとの景観形成の特徴を表-5にまとめた。

a) 東山における特徴的な技法

東山の宅地造成では、斜面下方の市街地方面からみた眺望が重視されており、東山の幽邃な緑のつながりを守る配慮がなされていたことが読み取れる。

市街地から望見できる敷地では、市街地側からの眺望を重視し、高地部の建築を禁止して、緩やかな傾斜に沿って市街化が進むよう調整されていたと考えられる。

山地中腹部で斜面下方が樹林の場合、望見箇所の地盤面を切下げる特徴的な指導がみられた。たとえば今熊野町の宅地(S7.4.8施行, 前出表-3 番号2)では、舌状台地の山腹に存在し、斜面上方(東)と下方(西)を樹林に囲まれた敷地で望見箇所の地盤面切下げが行われた³³⁾。このとき西側立面から宅地の中央までの切下げ距離は約5.5m、東側立面から宅地中央までの切下げ距離は約14.5mあり(図-19)、西方の歴史的市街地から望見できないように指導が行われた。昭和10年の都市計画図(1/3000)や昭和21年の航空写真(米軍撮影)で確認すると、造成のみが行われ住宅地が建設されておらず、風致上住宅地建設が不許可とされた可能性が考えられる。

表-5 三山山麓部における景観形成の特徴

共通する景観形成の特徴			
境界の自然の連続性、樹間から見える屋根のつながり、自然素材を用いた建築・工作物			
東山の景観形成の特徴（主に東山の翠緑が風致の核）			
市街地から望見できる敷地 （高地部を含む）	高	斜面下方が樹林	造成は切下げ、建築不許可
		斜面下方が空地	前面に重層的な緑化、高地部は建築不許可
	低	斜面下方が住宅地	前面に重層的な緑化
市街地から望見できない敷地	重要樹木の保存、近景の美観配慮		
北山・西山の景観形成の特徴（微地形、水辺、寺社仏閣などの自然環境が風致の核）			
主要道路から望見できる敷地	望見性を制限した上で、高地部建築を許容		
主要道路から望見できない敷地	重要樹木の保存、近景の美観配慮		

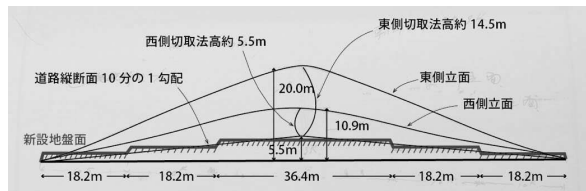


図-19 作業地断面図（原図をトレース）

同様に、東山で望見箇所の切下げが行われた3つの案件では、住宅地建設が行われなかった。幽邃な山の森蔽を侵害する恐れのある住宅地開発は風致上支障があるものと認められていたと考えられる。

斜面下方が空地の場合には、高地部の宅地造成は風致を損害するものとされ、重層的な緑化による風致維持が図られた。一乗寺庵野町の宅地（S7.1.16 施行、前出 表-3 番号4）では、敷地は「大体に於いて谷間なるも稍高所にて西方の平地より望見し得べく風致上重要な部分なり」とされた³⁴⁾。敷地の斜面下方は荒地が広がるため、「荒れ地の背部なる山林地帯を開発して更に荒れ地を広げしめるは風致上遺憾ある」とされ、敷地内高地部の赤松が保存された。

斜面下方が住宅地の場合には、土地改変を最小限にし、十分な空地に植樹を行う必要があるとされた。たとえば栗田三条坊町の宅地（S10.6.25 施行、前出 表-3 番号9）では、敷地内の高地部が東山特別地区に存在するため「樹木の植栽其他空地の制限等相当考慮を要すべき」とされた³⁵⁾。しかし、敷地は在来家屋の撤去跡地で無樹木の空地であったため、「在来の地形に倣い多少地盤の切盛するの程度」の開発は許可された。高地部は「建築に際しては更に多少地形の変更を要すべきものと認めらるるに付樹木植栽に関しては建築出願の際、実査の上審議する」とされ、建築出願時に植栽などの指導を行うこととされた。

市街地から望見できない宅地造成では、近景への美観に配慮がなされ、道路側には天然石を用いた石垣が用いられ、その他の擁壁では、その配置や緑化、色彩によって目立たないように工夫された。下京区本町（S6.4.20 施行、前出 表-3 番号16）の宅地では、道路側に躑躅などの植え付けられた崩れ石積みを配置し、望見できない箇所には間知石垣が配置された³⁶⁾。

b) 北山・西山における特徴的な技法

北山・西山の宅地造成では、主要道路を重要な視点場とし、微地形や水辺、周辺の寺社仏閣などの自然豊かな環境に配慮しつつ、背景となる山と調和するよう緑化が施される傾向が大きかった。

主要道路から望見できる敷地では、望見性を制限した上で、周辺の寺社仏閣を核とした敷地内の風致増進が図られた。御室芝橋町の宅地（S6.12.3 施行、前出 表-3 番号18）では、周山街道を挟んで仁和寺に隣接する敷地において、仁和寺門前の松並木に調和する「松並木土堤」が設けられ、崩れ石積みに躑躅・皀月等を点々と植栽することで「風致を増大」とされた³⁷⁾。また、厳しい指導の下であったが、高地部の開発が一定程度許容された。太秦三尾町の宅地（S7.3.19 施行、前出 表-3 番号21）では、無断施工が行われた敷地で、階段状の造成地の段数変更や厳格な建ぺい率指定が行われていた³⁸⁾。従来の設計計画では敷地内に十分な植栽ができないため、段数を3段から2段に変更、建ぺい率も3分の1以内か4分の1以内に変更されていた。

主要道路から望見できない敷地では、敷地内の特徴的な微地形や景観上重要な樹木を保存し、隣接する寺社や天皇陵など風致の核となる施設に対して風致増進施設が設置された。たとえば大北山赤坂の宅地（S8.9.21 施行、前出 表-3 番号23）では、斜面下方に金閣寺庭園があり、寺院（普門軒）に隣接する敷地で、高地部の開発が許容され、地盤面の切下げが行われた³⁹⁾。常磐谷御池町の宅地（S9.5.28 施行、前出 表-3 番号25）では、無断施工が行われたが、双ヶ丘に隣接する敷地において、敷地内の小さな丘が保存された⁴⁰⁾。各道路と宅地の間に「鑑賞樹地帯」が設置され、それぞれプラタナス、カツラ、桜、ヒマラヤスギが植樹されていた。宅地の前面には鑑賞樹を用いて庭園をつくり、一部の宅地内では築山や池を設け庭園をつくるなど、敷地内外の鑑賞に配慮した敷地全体での造園が行われた。

以上のように、京都の風致地区では、地区の特性や敷地の眺望に応じて技法を活用し、境界部の自然の連続性、樹間から見える屋根景観、自然素材の美を保全・創出し、周辺の環境と調和した開発の誘導が図られていた。東山では、幽邃で森蔽な風致を損害しないように開発が制限され、北山・西山では、周辺道路からみた微地形がつくる景観を守りながら、風致増進が図られた。

7. 結語

本研究では、戦前期の京都の風致許可申請を対象として、宅地造成における景観形成の実態を明らかにした。本研究を通じて明らかにした成果は以下の通りである。

- 1) 歴史的市街地や周辺道路からみた眺望を保全するため、戦前の京都の風致行政担当者が一定の判断基準に基づき景観形成・誘導を行っていた。戦前期の風致地区の取締は、できる限り許可する方針のなかで、風致を損なう開発行為に対しては相当程度の変更の可能性を含みつつ、積極的に風致を良くするものについても助言が行われていた。現地での調査に基づき、複数の視点場からの眺望や個々の土地の状況に応じた風致保全策が検討され、申請者との合議の中で対応が図られていた。また、無断施工が行われた敷地においても、できる限りの修景が施されて風致の維持が図られた。
- 2) 宅地造成に関する許可申請書の内容から、5 タイプ 12 の景観形成・誘導の技法を見出し、その特色を明らかにした。I) 土地形質・樹木の保存では、山麓部特有の微地形が保存され、敷地を隠蔽する高木や鑑賞樹など重要な樹木が保存された。II) 位置制限では、歴史的市街地や周辺道路から望見される箇所において、建築制限や地盤面の切下げが行われ、周辺の山と調和する眺望が保全された。III) 空地確保では、建ぺい率の指定や戸数制限の指導が行われ、敷地内に庭園や池などを配置するために十分な空地が確保された。IV) 緑化では、法面植栽によって地肌の露出が避けられ、植樹地帯の設置によって敷地への眺望が制限された。また、敷地内に生垣や庭園などを配置され、擁壁・工作物が目立たないように緑化が施された。V) 形態意匠・色彩では、和風様式の建造物が建設され、コンクリート擁壁は目立たないように色彩の調整が行われた。道路面には石垣が配置され、風致に配慮した野面積みなどの工法が用いられた。
- 3) 上記の 12 の景観形成・誘導の技法については、現行制度の審査基準からも同様の内容を確認することができるものではあるが、風致地区制度創設期の昭和初期から、風致地区制度の運用により、これらに相当する場合によってはより厳格な景観形成・誘導が行われていたことを明らかにした。また、戦前京都において取り組まれていた四囲の環境に調和させるための、具体的な技法の活用や組み合わせなどの風致保全方策を明らかにした。
- 4) 敷地の眺望に応じた景観形成・誘導の技法により、境界部の自然の連続性、樹間から見える屋根のつながり、自然素材を用いた建築物・工作物による景観の保全・形成が図られていたことが明らかになった。東山では、幽邃な森林の風致を損害しないよう高地部の開発制限や重層的な緑化が施された。北山・西山では、周辺の主要道路からみた景観が重視され、風致の核となる施設を守りながら風致の増進が図られた。

なお、宅地造成以外の景観形成・誘導や基準に特例的な事例については、今後の研究課題として残された。

謝辞：本研究は、公益財団法人大林財団の助成を受けたものである。

補注

- [1] 本件で対象とした許可申請書 1361 件は、実際の取締件数と比べると少なく、当時の許可申請書を網羅するものではない。参考文献では「昭和六年風致地区監理課一卷一号」のように表記する。番号は歴彩館が管理する件番号を使用した。
- [2] 本件で扱った宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質の変更、あるいは、宅地において行う土地形質の変更である。土地造成をとまなう畑地開墾や土砂採取などはこれに含めない。
- [3] 昭和 31 (1956) 年に、風致地区制度に関する事務が京都府から京都市に移管され、現在は京都市が事務を行なっている。
- [4] 当時、透視図を用いた景観分析は確認されていないが、現地調査に基づいて、主要な視点場からみた景観指導が行われていたため、補足的に敷地の眺望を再現した。Rhino3D (<https://www.rhino3d.co.jp/>) 上で、昭和 10 (1935) 年京都市都市計画基本図 (1/3000) に描かれた 2m 間隔の等高線をトレースし、標高データを与え、地形モデルを作成した。また、設計書などの内容を反映させた断面図の分析を通じて、実現しようとした景観の保全について考察を行う。
- [5] 施工方法書・設計書に記載された土工収支を断面図に加筆した。その他の対象敷地の断面図においても同様に加筆した。
- [6] 本件では、提出された申請書並びに添付資料に対し、風致樹林地帯は切下げを行わないという指導がなされ、平面図に風致樹林地帯が加筆された。しかし、断面図には風致樹林地帯が記入されなかったため、指導内容に従った場合の風致樹林地帯を筆者が加筆した。

参考文献

- 1) 船引敏明：風致地区制度の問題点と今後の方策についての検討，第 28 回日本都市計画学会学術研究論文集，pp. 1-6, 1993.
- 2) 谷川陸，山口敬太，川崎雅史：昭和初期の京都都市計画風致地区における眺望に基づく行為許可と行政指導—現状変更許可申請書（昭和 6-8 年）にみる京都府の風致行政—，都市計画論文集，Vol. 53, No. 3, pp. 289-296, 2018.
- 3) 京都府土木部：風致地区に就いて，京都府土木部，p. 32, 1934.
- 4) 京都都市計画風致地区図（京都府立歴彩館所蔵），1941.
- 5) 前掲 2)
- 6) 種田守孝，篠原修，下村彰男：戦前期における風致地区の概念に関する研究，造園雑誌，Vol. 52, No. 5, pp. 300-305, 1989.
- 7) 保川一歩，十代田朗，津々見崇：戦前における風致地区の特徴に関する研究，都市計画論文集，Vol. 49, No. 3, pp. 1065-1070, 2014.
- 8) 福島信夫，板谷（牛谷）直子，李明善，益田兼房，山崎正史：京都市における風致地区指定の変遷に関

- する研究風致地区が歴史都市京都の保全に果たした役割, 都市計画論文集, Vol. 43, No. 3, pp. 667-672, 2008.
- 9) 中嶋節子: 京都の風致地区指定過程に重層する意図とその主体, 高木博志編, 近代日本の歴史都市, pp. 231-260, 思文閣出版, 2013.
 - 10) 林倫子: 近代の都市河川―「山紫水明」の風致と鴨川の整備, 田路貴浩・斎藤潮・山口敬太編, 日本風景史―ヴィジョンをめぐる技法, pp. 279-309, 昭和堂出版, 2015.
 - 11) 中林浩: 1930年代における景観・都市美についての計画理念―京都府における風致地区行政をつうじて, 第17回都市計画学会学術研究論文集, pp. 433-438, 1982.
 - 12) 荻谷勇雅: 都市景観の形成と保全に関する研究, 京都大学博士論文, 1994.
 - 13) 阿部伸太: 風致宅地を規定する接道部植栽デザインの研究, ランドスケープ研究, Vol. 62, No. 5, pp. 765-768, 1998.
 - 14) 岡本浩一, 野口孝博, 眞嶋二郎: 積雪地の緑豊かな住環境形成への計画的視点, 日本建築学会計画系論文集, No. 552, pp. 101-107, 2002.
 - 15) 河和知子, 中井検裕, 中西正彦: 風致地区における共同住宅等の緑化の実態と規制の効果, 都市計画論文集, Vol. 41, No. 3, pp. 385-390, 2006.
 - 16) 堤大輔, 天野克也: 緑被率からみた規制住宅地における風致地区の指定効果に関する研究―東京都区部を対象として―, 日本建築学会計画系論文集, Vol. 73, No. 628, pp. 1281-1288, 2008.
 - 17) 前掲3)
 - 18) 佐上信一: 京都風致地区の設定, 大阪毎日新聞京都市局編, 京都新百景, pp. 435-450, 1930.
 - 19) 前掲3)
 - 20) 高田景: 京都市の都市環境とその改善策に就て, 全国都市問題会議総会 第4回第1冊研究報告第1議題甲編其一都市環境の改善, pp. 22-60, 1934.
 - 21) 前掲3)
 - 22) 京都府土木部: 事務引継演述書, pp. 401-446, 1935.
 - 23) 馬場隆一: 京都と風致に就いて, 京都園芸, Vol. 15, pp. 18-24, 1931.
 - 24) 関口勲: 京都都市計画風致地区に就て, 都市公論, Vol. 13, No. 7, pp. 107-117, 1930.
 - 25) 岩澤周一: 京都風致地区の指定と其の後, 公園緑地, Vol. 1, No. 6, pp. 12-22, 1937.
 - 26) 京都府庁文書「昭和六年風致地区監理課第一卷十六号」
 - 27) 京都府庁文書「昭和十一年風致地区都市計画課第二卷十一号」
 - 28) 京都府庁文書「昭和十一年風致地区都市計画課第二卷十四号」
 - 29) 京都府庁文書「昭和十年風致地区監理課第二卷百一号」
 - 30) 京都府庁文書「昭和八年風致地区監理課第六卷五十四号」
 - 31) 京都府庁文書「昭和九年風致地区監理課第二卷三十四号」
 - 32) 京都府庁文書「昭和十年風致地区監理課第二卷九十八号」
 - 33) 京都府庁文書「昭和七年風致地区監理課第二卷五十二号」
 - 34) 京都府庁文書「昭和八年風致地区監理課第三卷三十五号」
 - 35) 京都府庁文書「昭和十一年風致地区都市計画課第四卷九号」
 - 36) 京都府庁文書「昭和九年風致地区監理課第二卷三十号」
 - 37) 京都府庁文書「昭和八年風致地区監理課第三卷三十三号」
 - 38) 京都府庁文書「昭和七年風致地区監理課第一卷七十六号」
 - 39) 京都府庁文書「昭和十一年風致地区都市計画課第二卷二号」
 - 40) 京都府庁文書「昭和十一年風致地区都市計画課第二卷四号」

(Received November 26, 2019)

(Accepted May 18, 2020)

LANDSCAPING FORMATIONS AND TECHNICAL MEASURES FROM VIEW OF PERMISSION AND GUIDANCE OF RESIDENTIAL AREA DEVELOPMENT IN KYOTO SCENIC DISTRICTS DURING PREWAR PERIOD

Riku TANIGAWA, Keita YAMAGUCHI and Masashi KAWASAKI

This study aims at revealing landscaping formations and technical measures from view of permission and guidance of residential area development in Kyoto scenic districts during prewar period. The results are shown as below. Administrative officers instructed applicants to change the design to improve the beauty of the scenery according to the view and landscape. The area designed without permission were landscaped as much as possible. Twelve techniques have been discovered, which can be categorized into five types. In the early Showa period when the Scenic Districts were established, landscape formation and guidance were equivalent or more strict compared to the current permission standards. With landscape formations and guidances according to the site view, people in charge had achieved the harmony of natural landscape at the boundary part by making roofs visible through trees, and using natural materials for buildings and structures.